

最高裁判所 (第一小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号

所得税更正処分等取消請求上告受理申立事件

国側当事者・名古屋北税務署長、名古屋西税務署長

平成20年3月27日不受理・確定

### 決 定 事 項

申立人らの上告受理申立ての理由は、民事訴訟法318条1項(上告受理の申立て)に規定する事件とは認められないとして、申立人らの上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

### 決 定 要 旨

省略

(第一審・名古屋地方裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●~第●●号、平成17年12月21日判決、本資料255号-367・順号10248)

(控訴審・名古屋高等裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成19年3月8日判決、本資料257号-38・順号10647)

### 決 定

別紙当事者目録記載のとおり

**【決定】** 上記当事者間の名古屋高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号所得税更正処分等取消請求事件について、同裁判所が平成19年3月8日に言い渡した判決に対し、申立人らから上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

### 主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人らの負担とする。

平成20年3月27日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 横尾 和子

裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 泉 徳治

裁判官 才口 千晴

裁判官 涌井 紀夫

## 当事者目録

申立人	名古屋北税務署長 栢森 静夫
申立人	名古屋西税務署長 中森 富夫
上記兩名指定代理人	貝阿彌 誠 中井 隆司 一原 友彦 木崎 弘之 武藤 政男 林 聡司 田原 浩子 渡邊 健司 竹内 寛和 石塚 博一 近藤 耕市 武田 克彦 土田 徹
相手方	甲
相手方	乙
相手方	丙
上記3名訴訟代理人弁護士	仲谷 栄一郎 赤川 圭 今村 誠 篠田 憲明 佐々木 慶 水沼 太郎